

所属長 様

総務部長

### e モニター制度の活用について

日頃は広聴広報事業にご協力いただきありがとうございます。

令和4年1月から運用を開始したeモニター制度には約390人の市民が登録し、市の実施する調査にご協力をいただいています。制度運用開始からこれまで3件のアンケート調査にeモニター制度を活用し、3件のパブリックコメント募集についてeモニターにご案内しました。

eモニター制度の特徴として、あらゆる世代がスマートフォンやタブレットを使って気軽に回答や意見を提出することができるという点があげられます。また、主体的に登録しているモニターのため回答率が高く、これまでのアンケート調査などではご意見をいただくことが少なかった10～20代の若年層や、30～40代からのリアクションがあり、多様な広聴につながっているのではないかと考えています。さらに、行政側として、アンケート用紙の作成・郵送に係る事務負担を軽減し、短時間で市民意識の傾向を調べるなど軽いフットワークで調査を行えるというメリットがあります。

市民の声を収集するため、各所属においてさまざまな手法で広聴活動を行っていただいているところですが、上記eモニター制度の特性をご理解いただき積極的な活用をお願いいたします。

### 記

#### ■ eモニター利用実績

- ①広報アンケート…総回答数440件の内eモニター237件
  - ②まちづくりアンケート…総回答数939件の内eモニター211件
  - ③食育アンケート…総回答数153件の内eモニター135件
  - ④伊賀市観光振興ビジョン（パブコメ）…総意見数22件の内eモニター11件
  - ⑤伊賀市産業振興条例（パブコメ）…総意見数35件の内eモニター7件
- ※パブリックコメントについては、年度末に行うeモニターの回答数に応じた景品抽選には反映されません。また、その旨をeモニターに通知しています。

#### ■ 添付書類

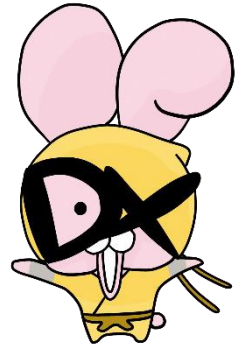
- ①eモニター制度 よくある質問
- ②伊賀市eモニター制度について（2022年1月通知文書）
- ③伊賀市eモニター制度実施要綱

事務担当：秘書広報課広聴広報係  
西村・森下  
電話：22-9636（内線2752）



eモニターがもっと多ければ、紙ベースのアンケートや、LOGOフォームに誘導する案内ハガキをやめられるんだけど…。

eモニター制度は無作為抽出した市民にモニター登録のお願いをして、「モニターになろう」という人がメールアドレスを登録するもの。



eモニターには任期があり、そもそも抽出されていなかったり、インターネットが使えない人はeモニターになれない。

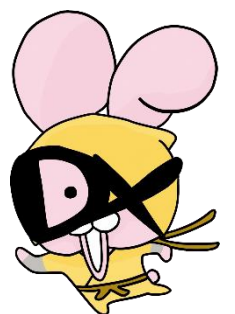
市民から広く意見を集める必要がある計画策定前の意識調査などは、郵送アンケートと併用するなど補助的な制度として使ってね。



職員でもOKと聞いてeモニター登録したけど景品抽選の対象者になるのかな？

**もちろん！**

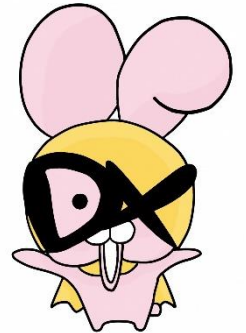
回答数で当選確率が上がるので、どんどん回答してください！





パブコメを募集する時には必ずeモニター制度を使わないといけないの？

「必ず」というわけじゃないけど、これまで市の計画に関心がなかった層にお知らせする手法としておススメ。



eモニターは市政に関与していこうという意識のある人なので、実際、制度を利用したパブコメの件数は増えている。ぜひご利用を！



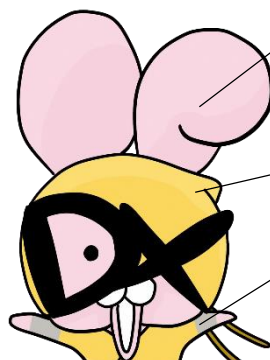
簡単なアンケートをとろうと思うんだけど…、広聴広報係に連絡するの忘れてた。至急eモニターにメール送ってもらえる？

フットワークの軽さがeモニター制度のキモ！アンケートフォームに誘導するURLがあればメールは送れるので、いつでも相談してね！



こうちょうDX

※この資料以外で活躍する予定はありません



みんなの声を聴くための大きい耳

DXと言えば青系統というイメージに反発したカラーリング

来たるデジタル社会に向けて常に一歩前に進むという姿勢

# 伊賀市 e モニター制度について

## 1. e モニターとは

伊賀市eモニターは、市政や市民生活にかかる課題などについて、市の行うインターネットを活用したアンケートに回答する市民モニターのことです。

2022(令和4)年 1 月 7 日(金)から 1 月 25 日(火)にかけて、18 歳以上の市民から無作為抽出した候補者に対して募集を行いました。

その結果、登録状況は下記のとおりとなっています。

	男性	女性	どちらでもない・ 答えたくない	合計
登録者数(人)	162	224	4	390

	29 歳 以下	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 69 歳	70 歳 以上	合計
登録者数 (人)	42	80	94	74	80	20	390

※その他内数として、外国籍の(と推測される)人 10 人

## 2 調査やアンケートでの e モニターの活用について

eモニターには、インターネットを利用して、市のパブリックコメントやアンケート、調査に回答いただきます。

各課から、アンケート等の回答フォームアドレスを送付いただければ、秘書広報課(広聴広報係)でeモニターにメールで送信いたします。

eモニターは、回答回数に応じて返礼等をプレゼントする予定ですので、各課の皆様も積極的にご活用ください。(高い回答率も期待できると考えています。)

また、eモニター制度利用時のアンケートひな型もLOGOフォームにて作成しています。

テンプレート名 「eモニター利用時アンケートフォーム(サンプル)」

<https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/form/KPw2/43606>

(LGWANからしか閲覧できない設定にしていますので利用時はご注意ください)

ぜひご利用ください。

### 3 eモニター制度の利用方法

①eモニター制度を利用する場合、まずは秘書広報課(広聴広報係)にご連絡ください。

開始 1 週間前を目安

②インターネットから回答可能なフォームをご用意ください。

③「アンケート等回答フォームのアドレス」と「案内のメール文案」を、電子データで秘書広報課(広聴広報係)に送付してください。

案内のメール文に規定はありませんが、

- ・アンケートなどの内容
- ・アンケートなどの期限・期間
- ・結果の公表や利活用方法について

など記載をお願いします。

開始日の3営業日前までに  
広聴広報係にメール案送付



開始日にeモニターに送付

④アンケート等終了後、秘書広報課(広聴広報係)に、回答された人の

- ・eモニター番号
- ・メールアドレス

加えて

- ・担当課で必要なeモニターの情報(生年月日や性別など)
- をお知らせください。

⑤秘書広報課(広聴広報係)から、いただいたeモニターについて、必要な情報をお渡します。

広聴広報係に照会后  
3 営業日を目安に回答

## 4 eモニター制度利用時の注意点

①eモニター制度は、(今のところ)それだけで完結できる制度ではないと考えています。  
インターネットを使えない人が参加できない制度のため、パブリックコメントや市政そのものに直接影響を与えるようなアンケートや調査においては、必ず紙ベースの調査方法と併用してください。

参考意見を聞く、一定の傾向を知る、などの利用は可能だと考えます。

②秘書広報課(広聴広報係)がeモニターの属性として収集した個人情報とは、

- ・住所(町名や地区名まで)
- ・生年月日
- ・性別

です。

(番地までの住所、氏名、メールアドレスも収集していますが、返礼時や連絡用で、アンケート等には必要ないと考えています。)

この他の情報が必要な場合は、各課でアンケート等の質問項目に追加してください。

③eモニターを活用する場合において、属性を絞って利用したい(例えば「20代だけに調査したい」)などの希望がありましたら、秘書広報課(広聴広報係)までご相談ください。

伊賀市 e モニター制度実施要綱

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、市の広聴機能を高めるため、あらかじめ登録した市民を対象に市がインターネットを利用したアンケートなどを行う制度（以下「e モニター制度」という。）の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

**第 2 条** e モニター制度に登録する者（以下「e モニター」という。）は、市が実施するインターネットを活用したアンケートに回答するほか、市が必要と認める活動を行うものとする。

(登録等)

**第 3 条** 市長は、次の要件のいずれもを満たす者の中から e モニターの候補者を無作為に選出し、e モニター制度への登録を依頼する。

(1) 伊賀市の住民基本台帳に登録されていること。

(2) 登録を依頼しようとする期間の初日において満18歳以上であること。

2 前項の規定により登録を依頼された者のうち、インターネットが利用でき、当該者が専用できる電子メールアドレスを取得しているものであって、e モニター制度に登録しようとするものは、市が指定する方法により、市が指定する期日までに、別に定める項目について登録するものとする。

3 e モニターは、前項の規定により登録した内容を変更しようとするときは、市が指定する方法により変更の登録をしなければならない。

(登録期間)

**第 4 条** e モニターの登録期間は、3 年間とする。ただし、追加募集に係る e モニターの登録期間は、その都度定める。

2 前項の規定により定めた登録期間が満了するまでに市が e モニター制度を廃止したときは、e モニターの登録期間は、満了したものとみなす。

(登録解除の届出)

**第 5 条** e モニターは、前条第 1 項の規定により定めた登録期間が満了するまでに e モニター制度への登録を解除しようとするときは、市が指定する方法により速やかに登録解除の届出をしなければならない。

(禁止行為)

**第6条** eモニターは、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 市、他のeモニター又は第三者の著作権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (2) 他のeモニター又は第三者を誹謗(ひぼう)し、若しくは中傷する行為又はそのおそれのある行為
- (3) 他のeモニター又は第三者に不利益を与える行為又はそのおそれのある行為
- (4) eモニター制度の運営を妨害する行為又はそのおそれのある行為
- (5) 虚偽の内容での登録又は同一の者による複数の登録
- (6) eモニター制度に係るウェブページの本来の目的以外の目的での利用
- (7) 虚偽の内容による回答
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市が不相当と認める行為

(登録の取消し)

**第7条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、eモニターの登録を取り消すものとする。

- (1) eモニターが第3条第1項第1号の要件を満たさなくなったとき。
- (2) eモニターから第5条に規定する登録解除の届出があったとき。
- (3) eモニターが前条に規定する禁止行為を行ったとき。
- (4) eモニターが伊賀市暴力団排除条例(平成23年伊賀市条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員であることが判明したとき。
- (5) 他人へのなりすましその他の不正の行為による登録であることが判明したとき。
- (6) 登録された電子メールアドレスに電子メールが到達しなくなったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市が不相当と認めたとき。

2 前項の規定によりeモニターの登録を取り消す場合において、市長は、当該取消しに係る通知は行わない。

(身分及び責任)

**第8条** eモニターへの登録は、特別な身分又は権利を付与するものではない。

2 eモニターは、eモニター制度に関し自主的に行う行動により生じた事象について、その責任の一切を負うものとし、市に対しその責任を問うことはできない。

(免責事項)

**第9条** eモニターが第3条第2項又は第3項の規定により登録した電子メールアドレスと異なる電子メールアドレスでメールの送受信を行ったことにより、当該eモニターに不利益又は損害が



発生した場合においても、市は、その責任の一切を負わない。

- 2 市から e モニターに対して発信された電子メール又は e モニターから市に対して発信された電子メールの不到達により、e モニターに不利益又は損害が発生しても、その原因及び理由を問わず、市は、その責任の一切を負わない。

(費用の負担)

**第10条** e モニターが使用する機器、インターネットの閲覧、電子メールの送受信又はインターネット環境の維持に要する費用は、全て e モニターの負担とする。

(返礼品)

**第11条** 市は、e モニターに、各年度の4月1日から3月31日までの間に回答したアンケートの回数に応じ、抽選により返礼品を提供することができる。

- 2 返礼品の内容は、予算の範囲内において別途定める。

(著作権)

**第12条** e モニター制度により行われたアンケートに対する回答内容の著作権は、全て市に無償で譲渡されるものとする。

- 2 市は、回答内容を自由に選択し、必要に応じて表現等を修正し、及び編集することができる。
- 3 市は、e モニターの回答内容を利用し、又は e モニターの承諾なしに開示することができる。

(個人情報の保護)

**第13条** 市は、e モニターの登録された情報及び e モニターが行った回答に係る情報を、伊賀市個人情報保護条例（平成16年伊賀市条例第16号）に基づき適切に取り扱い、保護するものとし、市政への反映及び企画立案等に活用するための集計、分析等の目的以外の目的でこれを利用してはならない。

(e モニター制度の変更等)

**第14条** 市は、事前の告知又は e モニターの承諾の有無にかかわらず、e モニター制度を変更し、一時停止し、又は中止することができる。

(行政情報の発信)

**第15条** 市は、e モニターが登録する電子メールアドレス宛に行政情報を発信することができる。

(補則)

**第16条** この要綱に定めるもののほか、e モニター制度に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この告示は、令和3年12月28日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第1項本文の規定にかかわらず、この告示の施行の日後最初に登録するeモニターの登録期間は、令和6年3月31日までとする。

3 令和4年度における第11条第1項の規定の適用に当たっては、同項中「各年度の4月1日から3月31日まで」とあるのは、「令和4年2月1日から令和5年3月31日まで」と読み替える。